

大和市一時生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年11月18日

大和市長 古谷田 力

大和市一時生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市一時生活支援事業実施要綱（令和4年大和市告示第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市居住支援事業実施要綱

第1条中「第7条第2項」を「第7条第1項」に、「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改める。

第3条第3号中「一時生活支援事業の手引き」（平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」別添3）を「居住支援事業の手引き」（令和7年4月1日付け社援地発0401第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について」別添4）に改める。

第5条中「一時生活支援事業利用申請書」を「居住支援事業利用申請書」に改める。

第6条中「一時生活支援事業利用可否決定通知書」を「居住支援事業利用可否決定通知書」に改める。

別表第1号様式の項中「一時生活支援事業利用申請書」を「居住支援事業利用申請書」に改め、同表第2号様式の項中「一時生活支援事業利用可否決定通知書」を「居住支援事業利用可否決定通知書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。